

行政区	調査対象地域	予定調査期間	漏水調査会社	問合せ先
中央区	該当なし	8月18日(月) ～ 11月28日(金)	新潟市管工事業協同組合 ☎(025)267-1865	中央工事事務所 維持係 0120-411-002 または ☎(025)266-9311(代)
東区	該当なし			
西区	笠木、勘助郷屋、金巻新田、高山、小見郷屋、小瀬、新通、赤塚、前野外新田、曾和、早潟、			
	大潟、大友、中野小屋、田潟、田島、藤野木、道河原、内野戸中才、保古野木、明田			
	ときめき西1～4丁目、ときめき東1丁目、山田、寺地、小新1丁目、立仏			
	寺尾、寺尾上1・2丁目、寺尾台1丁目、小針が丘、西小針台1丁目			
秋葉区	みそら野1～3丁目、荻島1～3丁目、結、車場1・2丁目、川口、中野1～3丁目			秋葉工事事務所 維持係 0120-411-002 または ☎(025)266-9311(代)
	田島、福島、北上2丁目、小口、草水町1～3丁目、大関			
江南区	該当なし			北工事事務所 維持グループ 0120-411-002 または ☎(025)266-9311(代)
南区	下曲通、月潟、上曲通、西萱場、大別當、釣寄、釣寄新、東長嶋、木滑			
北区	内島見、木崎、横井、葛塚、鳥屋、笠柳、太田			西蒲工事事務所 維持グループ 0120-411-002 または ☎(025)266-9311(代)
西蒲区	稲島、越前浜、下木島、角田浜、舟戸、松郷屋、上木島、仁箇、竹野町、伏部、福井、平沢、峰岡、			
	鷺ノ木、間瀬			

※ 漏水調査ブロック単位で調査を行っている為、住所が上記町内であっても調査対象外の場合があります。

※ 漏水調査の進み方によっては予定調査期間は前後する場合があります。